

全国健康保険協会千葉支部 第87回評議会

(平成29年2月14日開催)

平成29年度 都道府県単位保険料率について

平成 29 年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.22%	滋賀県	9.92%
青森県	9.96%	京都府	9.99%
岩手県	9.82%	大阪府	10.13%
宮城県	9.97%	兵庫県	10.06%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	9.99%	和歌山県	10.06%
福島県	9.85%	鳥取県	9.99%
茨城県	9.89%	島根県	10.10%
栃木県	9.94%	岡山県	10.15%
群馬県	9.93%	広島県	10.04%
埼玉県	9.87%	山口県	10.11%
千葉県	9.89%	徳島県	10.18%
東京都	9.91%	香川県	10.24%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.11%
新潟県	9.69%	高知県	10.18%
富山県	9.80%	福岡県	10.19%
石川県	10.02%	佐賀県	10.47%
福井県	9.99%	長崎県	10.22%
山梨県	10.04%	熊本県	10.14%
長野県	9.76%	大分県	10.17%
岐阜県	9.95%	宮崎県	9.97%
静岡県	9.81%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.92%	沖縄県	9.95%
三重県	9.92%		

2. 適用時期

平成 29 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用

厚生労働省告示第23号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第6条第1項第1号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

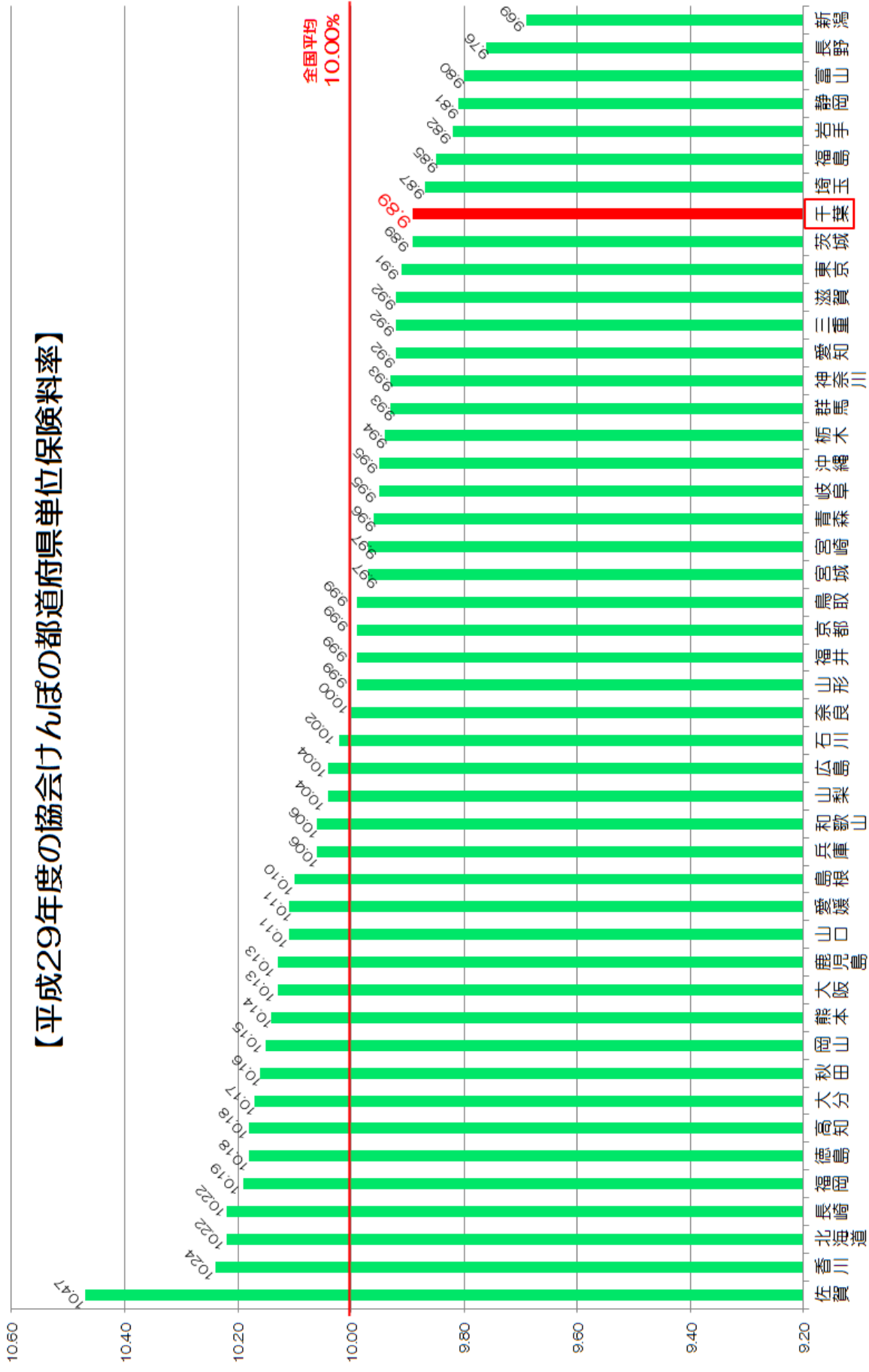
平成29年1月30日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成29年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に5.8を乗じて得た率を10で除して得た率とする。

【平成29年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率】



- 全国平均は10.00%。最高は佐賀支部の10.47%、最低は新潟支部の9.69%で、0.78%の差がある。千葉支部は9.89%で全国で8番目に低い水準となっている。

平成29年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.76)	保険料率 (調整・特別計上等除く) (c)	保険料率 (調整・特別計上等含む) (c+α)
		年割調整	所得調整				
全国	5.24	-	-	5.24	10.00	10.00	10.00
1 北海道	6.31	▲ 0.25	▲ 0.42	5.64	10.40	10.22	10.22
2 青森	6.25	▲ 0.11	▲ 0.95	5.19	9.95	9.95	9.96
3 岩手	5.82	▲ 0.20	▲ 0.65	4.97	9.73	9.85	9.82
4 宮城	5.56	▲ 0.08	▲ 0.27	5.21	9.97	9.98	9.97
5 秋田	6.84	▲ 0.44	▲ 0.92	5.48	10.24	10.14	10.16
6 山形	5.86	▲ 0.16	▲ 0.51	5.18	9.94	9.97	9.99
7 福島	5.22	▲ 0.03	▲ 0.18	5.01	9.77	9.87	9.85
8 茨城	4.85	0.06	0.13	5.03	9.79	9.88	9.89
9 栃木	5.08	0.01	0.02	5.11	9.87	9.92	9.94
10 群馬	5.20	▲ 0.05	▲ 0.07	5.08	9.84	9.91	9.93
11 埼玉	4.81	0.02	0.19	5.01	9.77	9.87	9.87
12 千葉	4.90	▲ 0.06	0.22	5.06	9.82	9.90	9.89
13 東京	4.29	0.05	0.77	5.11	9.87	9.92	9.91
14 神奈川	4.62	▲ 0.01	0.53	5.15	9.94	9.91	9.93
15 新潟	5.17	▲ 0.12	▲ 0.82	4.74	9.50	9.71	9.69
16 富山	4.79	▲ 0.07	0.20	4.92	9.68	9.81	9.80
17 石川	5.27	▲ 0.02	0.02	5.27	10.03	10.02	10.02
18 福井	5.31	▲ 0.10	▲ 0.02	5.18	9.94	9.97	9.99
19 山梨	5.46	▲ 0.09	▲ 0.15	5.22	9.98	9.99	10.04
20 長野	5.02	▲ 0.06	▲ 0.15	4.80	9.56	9.75	9.76
21 岐阜	5.15	0.02	▲ 0.03	5.15	9.91	9.95	9.95
22 静岡	4.80	▲ 0.07	0.18	4.90	9.66	9.80	9.81
23 愛知	4.58	0.16	0.36	5.11	9.87	9.92	9.92
24 三重	4.96	0.04	0.07	5.07	9.83	9.90	9.92
25 滋賀	5.11	0.04	▲ 0.06	5.09	9.85	9.91	9.92
26 京都	5.11	0.02	0.09	5.22	9.98	9.99	9.99
27 大阪	5.19	0.10	0.16	5.45	10.21	10.12	10.13
28 兵庫	5.26	0.04	0.03	5.33	10.09	10.05	10.06
29 奈良	5.70	▲ 0.05	▲ 0.41	5.24	10.00	10.00	10.00
30 和歌山	5.70	0.05	▲ 0.46	5.29	10.05	10.03	10.06
31 鳥取	5.98	▲ 0.09	▲ 0.71	5.18	9.94	9.97	9.99
32 島根	6.12	▲ 0.20	▲ 0.55	5.37	10.13	10.07	10.10
33 岡山	5.60	0.05	▲ 0.16	5.49	10.25	10.15	10.15
34 広島	5.40	0.01	▲ 0.09	5.32	10.08	10.05	10.04
35 山口	5.73	▲ 0.16	▲ 0.12	5.45	10.21	10.12	10.11
36 徳島	6.01	▲ 0.10	▲ 0.37	5.55	10.31	10.18	10.18
37 香川	5.91	▲ 0.04	▲ 0.24	5.63	10.39	10.23	10.24
38 愛媛	5.85	0.06	▲ 0.51	5.40	10.16	10.09	10.11
39 高知	6.03	▲ 0.10	▲ 0.42	5.50	10.26	10.15	10.18
40 福岡	5.86	0.03	▲ 0.31	5.58	10.34	10.20	10.19
41 佐賀	6.90	▲ 0.12	▲ 0.79	5.99	10.75	10.44	10.47
42 長崎	6.38	▲ 0.08	▲ 0.74	5.56	10.32	10.18	10.22
43 熊本	6.20	0.01	▲ 0.72	5.49	10.25	10.15	10.14
44 大分	6.31	▲ 0.14	▲ 0.66	5.51	10.27	10.15	10.17
45 宮崎	6.10	▲ 0.01	▲ 0.89	5.19	9.95	9.97	9.97
46 鹿児島	6.27	0.02	▲ 0.89	5.40	10.16	10.09	10.13
47 沖縄	6.60	0.39	▲ 1.82	5.18	9.94	9.99	9.95

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.77%)、前期高年齢者納付金等(0.56%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.76%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、漸変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.76%を加算したものである。

・保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の積算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

平成29年度都道府県単位保険料率の28年度保険料率からの変化について

(単位:%)

都道府県支部	H28年度保険料率	H29年度保険料率	H28年度からの変化分 (b)-(a)
	(a)	(b)	
全 国	10.00	10.00	0.00
佐 賀	10.33	10.47	+0.14
大 分	10.04	10.17	+0.13
長 崎	10.12	10.22	+0.10
福 岡	10.10	10.19	+0.09
香 川	10.15	10.24	+0.09
沖 縄	9.87	9.95	+0.08
愛 媛	10.03	10.11	+0.08
高 知	10.10	10.18	+0.08
鹿 児 島	10.06	10.13	+0.07
北 海 道	10.15	10.22	+0.07
福 井	9.93	9.99	+0.06
和 歌 山	10.00	10.06	+0.06
大 阪	10.07	10.13	+0.06
岡 山	10.10	10.15	+0.05
秋 田	10.11	10.16	+0.05
熊 本	10.10	10.14	+0.04
山 梨	10.00	10.04	+0.04
鳥 取	9.96	9.99	+0.03
奈 良	9.97	10.00	+0.03
石 川	9.99	10.02	+0.03
宮 崎	9.95	9.97	+0.02
岐 阜	9.93	9.95	+0.02
宮 城	9.96	9.97	+0.01
島 根	10.09	10.10	+0.01
栃 木	9.94	9.94	0.00
広 島	10.04	10.04	0.00
徳 島	10.18	10.18	0.00
三 重	9.93	9.92	▲0.01
群 馬	9.94	9.93	▲0.01
青 森	9.97	9.96	▲0.01
山 形	10.00	9.99	▲0.01
京 都	10.00	9.99	▲0.01
兵 庫	10.07	10.06	▲0.01
山 口	10.13	10.11	▲0.02
富 山	9.83	9.80	▲0.03
茨 城	9.92	9.89	▲0.03
千 葉	9.93	9.89	▲0.04
埼 玉	9.91	9.87	▲0.04
神 奈 川	9.97	9.93	▲0.04
福 島	9.90	9.85	▲0.05
東 京	9.96	9.91	▲0.05
愛 知	9.97	9.92	▲0.05
滋 賀	9.99	9.92	▲0.07
静 岡	9.89	9.81	▲0.08
新 潟	9.79	9.69	▲0.10
岩 手	9.93	9.82	▲0.11
長 野	9.88	9.76	▲0.12

引き上げとなる支部 → 24支部
 引き下げとなる支部 → 20支部
 変わらない支部 → 3支部

平成29年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{特定保険料率} = \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$

$$\text{基本保険料率} = \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

平成28年度

9.79 ~ 10.33% (9.93)

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定保険料率} \quad 3.67\% \text{ (全国共通)} \\ \text{基本保険料率} \quad 6.12 \sim 6.66\% \text{ (6.26)} \end{array} \right]$$



平成29年度

※平成29年3月分(4月納付分)から

9.69 ~ 10.47% (9.89)

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定保険料率} \quad 3.73\% \text{ (全国共通)} \\ \text{基本保険料率} \quad 5.96 \sim 6.74\% \text{ (6.16)} \end{array} \right]$$

()は千葉支部の数値

※任意継続被保険者は、平成28年4月分から～

介護保険の平成29年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定める健康保険法で法定されている。

28年度末に見込まれる剰余分(202億円)も含め、29年度は単年度で収支が均衡するよう1.65%(4月納付分から変更)とする。

※ 29年度政府予算案では、介護納付金は9,914億円と前年度比で411億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.58%から29年4月以降に1.65%へ引き上げた場合の29年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

(年額) 2,950円 (66,586円 → 69,536円) の負担増
(月額) 246円 (5,549円 → 5,795円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を312,333円、賞与月額を年1,493月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は29年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

平成29年度保険料率に関する広報について

広報の方針

- 平成29年度の都道府県単位保険料率については、激変緩和率や過去の精算分の影響などにより、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据え置き3パターンの3パターンが混在することから、昨年度同様、このことを加入者・事業主の皆さまに正確に周知する。
- 保険者機能を発揮する観点から、保険料を支払う加入者・事業主の皆さまに保険料率が変更となる理由をご理解いただくことと、加えて医療費適正化等に係る協会けんぽの取組状況の積極的な周知を行う。

29年1月

2月

3月

4月

ホームページ
(メールマガジン)

【2月上旬～】

料率についてわかりやすく説明

★料率改定の概要(予定)を掲載

料率認可
(予定)

★認可を受けて、ホームページに料率表を掲載

<関係団体等>
都道府県・市区町村・
事業主訪問等

【2月上旬～】

- ◆事業主・事業主団体、健康保険委員の集まる機会を活用したきめ細かな説明
- ◆都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等関係団体の広報誌への掲載依頼
- ◆地方紙への記事掲載のための情報提供(投げ込みなど)

加入者・事業主へ
のお知らせ

2月納入告知書へ
料率表同封

3月納入告知書へ
チラシ同封

全加入事業所へ
リーフレット直送
窓口等へポスター
掲示

新聞広告
掲載

千葉支部の広告は
読売・朝日・日経・
千葉日報へ掲載予定

任意継続加入者
へのお知らせ

任継加入者へ
改定のお知らせ送付
チラシ同封
前納納付書を
対象者に送付

その他
千葉支部独自広報

年金事務所、県・市町村、労働局、
中小企業3団体、法人会など
約200箇所に対して実施。

県内の関係団体へ
ポスター・リーフレットを送付

健保委員研修会(3/7)で
ポスター・リーフレットを配付

運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月	4月
運営委員会	<p>都道府県単位保険料率</p> <p>1/31</p> <p>支部長からの意見の申出</p>	<p>事業計画、予算の決定</p> <p>インセンティブ制度</p> <p>2/21 (予備日)</p>	<p>3/23</p>	<p>保険料率の改定</p>
	<p>・都道府県単位保険料率</p> <p>・インセンティブ制度</p> <p>・H29支部事業計画（支部の独自事業など）</p> <p>・H29予算（特別計上経費）</p> <p>1/20</p>	<p>2/14</p>	<p>3/2</p> <p>関東甲信越ブロック評議会</p>	
<p>支部評議会</p> <p>※は千葉支部評議会開催日</p>			<p>保険料率の広報等</p>	
その他				

(備考) 国	<p>激変緩和率の提示</p>	<p>保険料率の認可等</p>	<p>事業計画、予算の認可等</p>
--------	-----------------	-----------------	--------------------